

Mama's room利用約款（令和7年3月）

◆目的

第1条 本約款は、世田谷区より産後ケア事業の委託を受けたMama's roomにおいて、世田谷区の利用決定を受けた産後4ヶ月未満の母（以下「利用者」といいます。）とその乳児に対し、ケアサービスを提供し、一方、利用者がMama's roomに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

◆適応範囲

第2条 Mama's roomが、デイケア（日帰り）（以下「デイケア」といいます。）の利用者との間で締結する契約（以下「利用契約」とします。）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、世田谷区とMama's roomとの間で締結した産後ケア事業委託契約及び法令または一般に確立された慣習によるものとし、ます。

2. 世田谷区またはMama's roomが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、ます。

◆利用契約の申し込み

第3条 Mama's roomに利用契約の申し込みをしようとする者は、あらかじめ世田谷区の定められた利用受付先を通して申し込みを行い、世田谷区の決定を受けるものとし、ます。

2. 利用契約は、Mama's roomが前項の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ます。

3. 利用期間は、デイケア（日帰り）が7日間までです。

4. 施設利用中は外出できません。

◆利用契約締結の拒否

第4条 Mama's roomは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

(1) 利用の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(3) 利用しようとする者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあると認められるとき。

(4) 利用しようとする者が、Mama's roomまたはMama's room 職員（委託会社社員も含みます）に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(5) 利用しようとする者が飲酒し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

2. Mama's roomは、次に掲げる場合において、利用契約を締結いたしません。

(1) 利用しようとする者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。

(2) 利用しようとする者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

(3) 利用しようとする者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会勢力の関係者であるとき。

(4) 利用しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. Mama's roomは、利用しようとする者に疾患がある場合は、医師の許可を得ている場合のみ利用を認めます。薬の服用がある場合は、利用者本人が管理し、処方どおりに服薬を行える場合に限り、ます。

◆利用者の契約解除権

第5条 利用者は、原則として世田谷区に申し出て、世田谷区の承諾の上、利用契約を解除することができます。

2. Mama's roomは、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合であっても、その違約金を利用者に請求することはありません。

◆Mama's roomの契約解除権

第6条 Mama's roomは、次に掲げる場合において、利用契約を解除することができます。

(1) 利用者が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたと認められるとき。

(3) 利用者がMama's roomまたはMama's room職員（委託会社職員も含みます）に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(4) 利用者が飲酒・喫煙し、または言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

(6) その他、Mama's roomの指示、またはMama's roomが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2. Mama's roomは、次に掲げる場合において、利用契約を解除いたします。

(1) 利用者または乳児が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。

(2) 利用者または乳児が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

(3) 利用者が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。

(4) 利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. Mama's roomが第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除した場合でも、原則、利用料の返金はいたしません。

4. 第1項または第2項に基づき利用契約を解除したにもかかわらず、利用者が退所しない場合、あるいは管理上支障があると認められる言動をとった場合には、Mama's room院長あるいは責任者は、利用者に対して退去を求めることができるものとし、ます。また、Mama's roomでの対応が困難であると判断した場合は、警察または適切な行政機関に通報します。

5. Mama's roomは、悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、退所を促すことがあります。

◆利用時の登録

第7条 世田谷区の利用決定を受けた利用者は、利用当日、世田谷区から提供された「産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式第6条関係）」に基づき、利用登録をするものとし、ます。

2. ケアサービス開始時に利用者本人と確認できる物（母子健康手帳等）の提示が必要です。

◆Mama's roomの利用時間

第8条 利用者がMama's roomを利用できる時間は、10時00分より18時00分までとします。

2. 入所時間は10時00分とします。但し、退院後病院から直行する場合、先天性代謝異常等検査受検後に施設へ行く場合に限り、利用申込時に世田谷区の下承を得ている場合は、11時30分まで繰り下げることができます。

◆きょうだい利用について

第9条 デイケアでのきょうだい利用はできません。

◆食事について

第10条 食事は、Mama's roomが定めた食事時間内に所定の場所でするものとし、ます。

2. 利用者本人に食物アレルギーがあり、食品の除去が必要な場合は、卵・牛乳・そば・小麦・落花生・えび・かにの7品目の単品除去のみご相談に応じます。除去を希望する場合には、Mama's roomからの連絡時に、申し出が必要です。完全除去には応じられません。状況に応じて昼食をご持参いただきます。その際の衛生管理は利用者自身でお願いします。この場合に限り、冷蔵庫の利用ができます。ご利用料金に変更はありません。

◆面会について

第11条 デイケアは日帰りのため、面会はありません。

◆利用規則の遵守

第12条 利用者は、Mama's room内においては、Mama's room が定めた利用規則に従うものとします。

◆利用者負担金の支払い

第13条 利用者が支払うべき実費相当分の利用者負担金については、別表のとおりです。

- 現金または せたがや子育て利用券、産後ケア事業クーポン券にてお支払ください。産後ケア事業クーポン券については、お一人様5枚まで（1日につき1枚）ご使用いただけます。せたがや子育て利用券ご利用の場合領収書を発行します。なお、領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。

《別表》利用者負担金（実費相当分 1日あたり）

所得区分	母子2人組	2人目以降の乳児 1人につき加算
生活保護世帯	0円	0円
非課税世帯 均等割のみ課税世帯	0円	0円
課税世帯	3,000円	250円

◆Mama's roomの責任

第14条 Mama's roomは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが天災等のMama's roomの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- Mama's roomは、消防機関から防火基準点検済証を受領していますが、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しています。
- 利用者の自転車や自動車での来所は原則禁止です。万が一自転車や自動車で来所した場合、管理及び利用に起因する事故・負傷についてMama's roomでは一切その責任を負わず、損害を賠償いたしません。また、自動車で万が一来所されてもいなみ小児科駐車場は使えません。

◆お持込品の取り扱い

第15条 利用者が、Mama's room内に持ち込んだ物品については、Mama's roomの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、Mama's roomは賠償いたしかねます。また、現金及び貴重品についても、Mama's roomは一切その損害を賠償いたしません。

◆利用者の残置物の取り扱い

第16条 利用者が退所したのち、利用者の手荷物または携行品がMama's roomに置き忘れられていた場合には、その所有者が判明したときは、Mama's roomは当該所有者宛てに連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者に連絡がつかない場合、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときには、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、Mama's roomで処分いたします。

◆利用者の責任

第17条 利用者の故意または過失によりMama's roomが損害を被ったときは、当該利用者はMama's roomに対し、その損害を賠償するものとします。

◆記録と秘密の保持

第18条 Mama's roomは、利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年度保管します。

- Mama's roomは、産後ケア事業委託契約及び「産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式第6条関係）」の同意書に基づき、前項の記録を世田谷区へ提供するものとします。
- Mama's roomは、利用者が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、世田谷区を通して、原則としてこれに応じます。但し、保証人、扶養者その他の者（利用者の代理人も含みます）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- Mama's roomとその職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者の了承を得て行うことがあります。

- 適切なケアサービスのため、医療機関へ情報提供すること
- 利用者の安全のため、適切な行政機関へ情報提供すること
- 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。
- センターは、第1項の記録を特定の個人の情報と判別できないようにし、学術集会や論文等で使用することがあります。

◆緊急時の対応

第19条 Mama's roomは、利用者または乳児に対し、医学的判断により診察が必要と認める場合、またはMama's roomにおけるケアサービスでの対応が困難な状態であると判断したときは、提携の協力医療機関あるいは他の専門機関を紹介する場合があります。

- 前項のほか、利用者や乳児の心身の状態が急変した場合、Mama's roomは救急車を呼ぶとともに、緊急連絡先及び世田谷区に連絡します。
- 緊急時に利用者が外出する場合でも、Mama's roomで乳児のみを預かることはいたしません。

◆看護学生等の実習の受け入れ

第20条 センターは、ケアサービスに支障のない範囲で、看護学生等の実習を受け入れることがあります。この場合、利用者の了承を得て行うこととし、助産師等の指導監督の下において実施します。実習依頼の学校に対して、実習学生に係る傷害保険等加入を義務づけることとします。

Mama's room利用規則（令和7年3月）

Mama's room では、全ての利用者に、安全かつ快適にお過ごしいただきますように、利用約款第 12 条の定めにある通り、下記の規則をお守りいただきます。この規則をお守りいただけないときは、利用約款第 6 条により、ご利用契約及びこれに関連する契約を解除させていただく場合があります。

◆保健衛生上お守りいただきたい事項

1. Mama's room には、原則ケアサービス利用者以外の方の入館をお断りいたします。
2. お持込の飲食物は、利用者本人の責任の下で管理してください。ただし、アレルギーなどのために事前に持込予定が確認されているものに限りです。来室時に現物を確認させて頂きます。Mama's room は管理に関しては一切その責任を負いません。

◆保安上お守りいただきたい事項

1. Mama's room に以下のものをお持込みにならないでください。
 - ①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物
 - ②悪臭、異臭を発生するもの
 - ③火薬や揮発油等危険性のあるもの
 - ④高額の現金及び貴金属類
 - ⑤アルコール入り飲料（ノンアルコールビール等を含む）
 - ⑥その他法令で所持を禁じられているもの
2. Mama's room 内は、全館、禁酒禁煙です。万が一、発見・発覚した場合には、即刻没収すると共に、退所いただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 不審者や不審物を発見した場合は、至急職員までご連絡ください。
4. 館内備え付けの機器以外の高温高圧を発生する器具はご使用にならないでください。
5. 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。

◆お止めいただきたい行為

1. Mama's room 内で賭博または風紀を乱すような行為はしないでください。
2. Mama's room 内で、他の利用者に迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為はしないでください。
3. Mama's room の許可なしに、休養スペースを本来の目的以外に使用しないでください。
4. Mama's room の許可なしに、むやみに外出したり、食事などの出前をおとりにならないでください。
5. Mama's room の許可なしに、Mama's room 内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動させる、または本来の使用目的以外の使用など、現状を変更するようなことはしないでください。
6. Mama's room の許可なしに、休養スペースに外来の方をお招きにならないでください。
7. Mama's room ・いなみ小児科の許可なしに、館内で撮影することは禁止します。
8. 広告宣伝物の配布、掲示、または物品の販売勧誘等はしないでください。
9. いなみ小児科駐車場はご利用いただけません。

◆緊急時の対応

1. 火災等の際の避難経路図は、各休養スペース入口ドアの裏側に掲示してありますので、ご確認ください。また、火災が発生した場合は、職員の指示に従って下さい。
2. Mama's room は、いなみ小児科（世田谷区下馬 3-10-7 電話 03-3421-4885）と提携しています。また、状況に応じて、相応しい医療機関を紹介いたします。なお、受診にかかる医療費は別途ご負担いただきます。
3. 緊急の場合は、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡いたします。
4. 心身の状態が急変した場合は、Mama's room にて救急車を呼ぶとともに、前項の連絡先に連絡いたします。
5. 緊急時に外出される場合でも、乳児のみお預かりすることはできませんのでご了承ください。

◆貴重品、お預かり品について

1. 現金、貴金属等の貴重品、利用者の所有する物品については、一切お預かりいたしませんのでご了承ください。利用者本人の責任の下、管理くださいますようお願いいたします。
2. お忘れ物等につきましては、特にご指示のない限り、発見日を含め 7 日間、Mama's room にて保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、Mama's room にて処分いたしますのでご了承ください。

◆食事について

1. 次の食事時間に所定の場所でおとりください。
昼食 12 時 00 分頃 間食 15 時 00 分頃

◆服薬について

Mama's room 利用中に服薬が必要な場合は、利用者ご本人が管理し、処方どおりに服薬を行ってください。

◆面会について

デイケアは日帰りのため、面会はありません。

◆Mama's room の契約解除権

1. Mama's room は、利用約款第 6 条第 1 項に掲げる場合において、利用契約を解除することがあります。
2. Mama's room は利用約款第 6 条 2 項に掲げる場合において、おいて、利用契約を解除いたします。
3. Mama's room が利用約款第 6 条第 1 項または第 2 項の規定に基づいて利用契約を解除した場合でも、原則、利用料の返金はいたしません。
4. 利用約款第 6 条第 1 項または第 2 項に基づき利用契約を解除したにもかかわらず、利用者が退所しない場合、あるいは管理上支障があると認められる言動をとった場合には、Mama's room 院長あるいは責任者は、利用者に対して退去を求めることができますものとします。また、Mama's room での対応が困難であると判断した場合は、警察または適切な行政機関に通報します。
5. Mama's room は、悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、退所を促すことがあります。

◆その他

1. 不可抗力以外の事由により建造物、家具、備品その他の物品を破損、汚損、紛失された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
2. Mama's room は、設備施設の衛生管理及び安全管理保守のため、清掃、点検・補修等を行います。作業の都合上、設備や休養室の一部がご利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 突発的な事故（空調・水回りの故障等）で、施設の利用に支障が出た場合は、当日であっても利用をお断りする場合があります。